

## 第101号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

県民ボランティア活動支援センター条例（平成12年長崎県条例第73号）第3条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
県民ボランティア活動支援センター	長崎市出島町2番11号 出島交流会館5階 特定非営利活動法人 F i n e ネットワークながさき 代表理事 山本 倫子	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

令和5年11月27日提出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

（提案理由）

県民ボランティア活動支援センターの指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び県民ボランティア活動支援センター条例第6条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。